

1
2
3
4
5

厚生・産業常任委員会 資料5-4
令和5年(2023年)7月10日
健康医療福祉部健康福祉政策課

淡海ユニバーサルデザイン行動指針 改定版 (参考資料)

1
2
3
4
5

淡海ユニバーサルデザイン行動指針(改定版)参考資料

具体的な取組例

1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン……………	3
2 だれもが暮らしやすいまちづくり……………	9
3 だれもが使いやすいものづくり……………	16
4 だれもが満足できるサービス・情報の提供……………	18

ユニバーサルデザインの2つの原則

1 ユニバーサルデザインの7原則……………	22
2 アクセシビリティとインクルージョンの基本原則……………	23

6
7
8
9
10
11
12
13

具体的な取組例

ここでは、実際にどんな取組をしていくか、いろいろな具体例を挙げてみます。これら以外にも多くの取組が考えられますが、様々な立場の人がともに携わり、常に改良を加えながら取組を続けることが大切です。

1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン

(1) 継続的な理解促進

○ 目指す方向

- | | |
|---|---|
| ① | 県民一人ひとりによる共生社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインや障害の社会モデルの考え方を様々な方法により広く県民に周知し、理解を広めます。 |
| ② | 外見からはわかりにくい障害など困難を抱えている人に対する理解促進を図ります。 |

○ 県における具体的な取組例

- ユニバーサルデザインの理解促進のための情報発信、研修、事例収集、普及啓発
- 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の推進および適正利用の普及啓発
- バリアフリートイレ等の配慮が必要な人が利用するトイレの適正利用の普及啓発や様々な人の利用を考慮したトイレ設置の普及啓発
- じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発におけるユニバーサルデザインに関する意識啓発
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発(イベントにおける啓発、講演会・研修会等における周知、市町の配布窓口の設置等)
- コミュニケーションボードや筆談ボードの購入、簡易スロープや手すりの設置等の民間事業者に対する合理的配慮の提供に係る費用助成
- 共生社会サポーターステッカーの配布・活用による、県内事業者における合理的配慮の提供の推進
- 県職員に対し、障害特性に応じた対応方法や合理的配慮の提供、障害当事者が参画される会議における留意点の具体例等の周知・啓発
- 認知症サポーター養成の推進や支援のための仕組みづくり(チームオレンジ¹)などによる認知症に関する理解促進を通して、認知症になってからでもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための「認知症バリアフリー」を推進

¹ チームオレンジ 市町村がコーディネーター(地域支援推進員など)を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みとして、地域ごとに整備される。

1

○ 市町に期待される取組例

- ユニバーサルデザインについての情報発信、様々な媒体への情報提供、研修会等の開催、事例集の作成等による普及啓発
- 会議やイベント等の開催にあたって、様々な人の利用を想定した会場設営、一時保育の実施、手話や多言語通訳の配置、点字や多言語資料の準備といった運営や説明、またパネル展示等による普及啓発
- 地域や事業者、民間団体、学校等を対象とした出前講座の実施
- 「バリアフリー法」に基づく基本構想をはじめ、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに関する基本計画の策定・継続改善
- 行政、事業者、民間団体、大学などが連携してユニバーサルデザインの考え方を推進するネットワークの構築
- 事業ごとに実施する PDCA の考え方を取り入れた施策評価や、あらかじめ定めた指標等による進行管理
- 公的施設の整備にあたって、様々な利用者の意見を聴くための仕組みづくり
- 庁内から地域住民まで、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させるための、継続した啓発・普及活動

2

3

○ 県民に期待される取組例

- ユニバーサルデザイン情報の収集、活用
- 家庭や地域、職場等において、ユニバーサルデザインをテーマにした話し合いの場づくりや、積極的な参加
- 相手の立場に立って考える気持ちを忘れず、高齢者や障害者等の行動の妨げとなる行為をしないこと
<例> 歩道への自転車放置、点字ブロックの上に自転車や看板等を置く、車いす使用者駐車区画に車いす使用者でない人が駐車する など
- 自分の住むまちや、日常使用している製品等に関心を持ち、何が使いにくいのか、どうすれば使いやすくなるのかといった点検を行う等、生活の中にユニバーサルデザインの視点を取り入れること
- 行政や事業者などに対して、PDCA サイクルへの参画、問題点の指摘や改善に向けた提案、取組の評価や支持

4

5

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- ユニバーサルデザインについて、従業員等への意識啓発と、自社製品やサービス等を通じた事業所内、業界内外への普及
- 会議やイベント等の開催にあたって、ユニバーサルデザインの考え方に基づく

- 運営や、ユニバーサルデザインに関する説明、パネル展示等による普及啓発
- 利用者が求める様々な配慮を行った施設や製品等の開発、情報提供
- 「PDCA サイクル」による事業評価の徹底
- 施設の整備や製品の開発などの場合に、計画段階から利用者の声が反映される仕組みづくり
- だれもが気軽にまち歩きを楽しむために利用できるユニバーサルデザインマップづくりなど、地域密着型のまちづくり活動
- 行政や事業者への利用者の声の伝達や、改善に向けての提案

1

2

(2) 当事者参画の仕組みづくり

3

○ 目指す方向

- ① 「Nothing about us without us(私たちのことを私たち抜きで決めないで)」という障害者権利条約の理念のもと、ユニバーサルデザインを進めるために、様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や、利用者が参画する仕組みを活用することにより、常に改良を続けていくという取組に努めます。
- ② イベントや会議等のユニバーサルデザイン化を図ることで当事者参画を推進します。

4

5

○ 県における具体的な取組例

- 様々な当事者団体で構成する福祉のまちづくり推進会議において、ユニバーサルデザインに関する意見交換の実施
- 障害者施策推進協議会等において、障害当事者の参画を進めることで、当事者視点からの意見を活用した政策決定の促進
- 会議において、多様な障害当事者の参画を促すため、点字・手話通訳や支援者の同席などユニバーサルデザイン化の推進

6

7

○ 市町に期待される取組例

- 当事者の意見を市の施策に広く取り入れ、ユニバーサルデザインの基本理念を市民に普及、啓発を行うため、専門的な見地から指導および助言するアドバイザーの設置

8

9

○ 県民に期待される取組例

- 施設整備にあたっての意見等の積極的な提案
- ユニバーサルデザインに関する意見や提案を求められる場への積極的な参加

10

1 ○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- 多様な障害当事者が参画したワークショップの開催等により、障害当事者による評価と意見反映をしながら施設整備を実施
- 施設整備にあたって、基本設計段階から利用者の意見を聴くなど、だれもが利用しやすいよう配慮すること

2

3 (3) ひとづくり、ともに学ぶ環境づくり

4 ○ 目指す方向

- ① ユニバーサルデザインの考え方について、子どものときから生涯を通じて、学校や地域、職場等での学習する環境づくりを進めます。
- ② すべての児童・生徒がわかりやすく学習できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を促進します。
- ③ 障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ環境づくりを進める中で学校におけるユニバーサルデザインの意識の醸成を図ります。
- ④ 施設の設置者、施設の整備に携わる事業者、製造事業者、交通事業者など様々な人を対象にユニバーサルデザインの意識づくりを広げます。
- ⑤ 地域や職場などでユニバーサルデザインを推進するリーダー、ボランティア活動に参加する NPO をはじめとする民間団体の育成に努めます。
- ⑥ 率先してユニバーサルデザインに基づく行動を実践できるよう県職員の人材育成を行います。

5

6 ○ 県における具体的な取組例

- 県庁および市町職員をはじめ企業、県民向け研修会の実施
- 小中学校や地域学習の機会等、またどのような人・場面でも福祉を学ぶことができる教材の活用促進
- 小学生を対象にした障害理解のための学習用資材を作成・配布
- 知的障害・発達障害など外見からわかりにくい障害特性についての疑似体験学習や当事者とのコミュニケーションなど気づきの機会を広めることで、人々の多様性の理解を促進
- 県庁各所属に設置するユニバーサルデザイン推進員による職員への啓発やユニバーサルデザインの視点を反映した事業の実施
- 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づく、出前講座や県職員に対する研修の実施
- 災害発生時に外国人県民等を支援する災害時外国人サポーター(ボランティア)の養成

- 地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)の各地域への配置による障害者差別解消相談員との連携
- だれもが参加し楽しめる文化芸術プログラムの開催

1

2

○ 市町に期待される取組例

- 学校における、総合的な学習の時間などを活用した、ユニバーサルデザインの考え方やボランティア体験などの学習機会の確保
- 行政職員や教職員等が率先してユニバーサルデザインを学習したり、取り入れたりできるような場づくり
- 住民等への様々な形でのユニバーサルデザインに関する学習機会の提供
- 利用者をはじめ、様々な事業者、民間団体を対象としたユニバーサルデザイン説明会等の開催
- 交通機関や施設等で、身体障害者補助犬やその利用者が円滑に利用できるよう、各種広報媒体を通じた啓発の実施
- ボランティアセンターにおけるリーダー養成、ボランティア活動に関する情報提供の実施
- 高齢者、障害者等も自らボランティア活動を行い、多様な社会参加を促すためのボランティア活動促進支援
- 民間団体等が実施するユニバーサルデザイン普及啓発活動への支援
- 庁内での意識醸成とともに、地域住民の理解促進を図り、災害時における避難行動要支援者支援対策を促進するため、出前講座等を活用した継続的な啓発

3

4

○ 県民に期待される取組例

- 子どものときからお互いの違いを認め合い、相手の立場になって考えられる心の育成
- ユニバーサルデザインの学習や推進リーダー育成などを目的とした研修会等の機会への積極的な参加
- 地域や職場等での、ボランティア活動や NPO 等を通じたユニバーサルデザイン運動への参画

5

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- ユニバーサルデザイン化された施設見学を行うユニバーサルデザイン学習の受け入れ
- 高齢者、障害者等の施設やサービス利用者の利便性や快適性などを高めるため、まちづくりへの理解と介助サービスや身体障害者補助犬への理解、さらにはユニバーサルデザインの考え方などについて事業所内教育による学習機会の提供やリーダー育成

- 行政等が実施するまちづくり関係の研修会などに積極的に参加するなど、知識と技術の向上に自ら努めること
- ボランティア体験や、高齢者、障害者、外国人等との交流学习への協力
- 地域や職場等で、NPO やボランティア活動等を通じたユニバーサルデザイン運動の自主的な展開

1



画像1 福祉のまちづくり推進会議



画像2 ヘルプマーク



画像3 福祉読本 ともに生きる



画像4 共生社会サポーターステッカー

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

(1) 利用しやすい施設等

○ 目指す方向

- | | |
|---|---|
| ① | 多くの人々が利用する施設の整備にあたっては、「Nothing about us without us(私たちのことを私たち抜きで決めないで)」という障害者権利条約の理念のもと、計画段階から利用者のニーズ把握や意見交換を行い、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、だれもがより利用しやすい施設となるよう推進します。 |
| ② | 施設設置者や施設整備に携わる事業者などに対する意識啓発を行い、施設の機能を維持するとともに、職員等の接遇意識の向上に努めることで、さらに利用しやすい施設に改良していきます。 |
| ③ | 「ひと中心のまちづくり」を目指し、安全、安心で安らぎのあるまちづくりの実現に向けて、また、みんなが憩える空間やそこに至る経路も含めたユニバーサルデザインの導入を進め、まち全体の連続的、一体的な施設整備などを行っていきます。 |
| ④ | 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に規定する整備基準への適合だけでなく、より望ましいとする整備を目指すための取組を行います。 |
| ⑤ | 公共の交通機関や建物、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。 |
| ⑥ | だれもが安全・安心で快適に楽しめる観光地の受入環境整備に取り組みます。 |

○ 県における具体的な取組例

- 市町によるバリアフリー法に基づく、「バリアフリー基本構想」や「移動等円滑化促進方針(バリアフリーマスタープラン)」の策定を支援
- 国の建築設計標準等を参考に「望ましい基準」をわかりやすく掲載した「施設整備マニュアル」の活用を促進
- 不特定かつ多数の人が日常的に利用する公共的施設の整備に関して、「福祉のまちづくり条例」に定める整備基準への適合を推進し、人にやさしい福祉のまちづくりの考え方を普及
- 県庁舎におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の進捗調査
- 車いす利用者等用駐車場利用証制度に基づく対象区画設置および駐車場登録の協力依頼
- 庁舎等については、滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づき、整備する必要性の高い施設においてエレベーターやバリアフリースイートを設置
- 県立学校については、トイレの洋式化を進めるとともに、バリアフリー法に基づ

き、バリアフリートイレやエレベーター、スロープ等を設置

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポの市町の競技会場施設におけるバリアフリー化への財政支援
- 県営都市公園において、駐車場、園路およびトイレのユニバーサルデザイン化を推進
- インバウンドに対応した、ウェブサイトの多言語化や地域の実情に応じた多言語案内、デジタルサイネージの整備、施設での多言語解説の整備などの促進
- 食品アレルギー等健康関連の表示や屋外における受動喫煙防止対策への取組、バリアフリー化など、だれもが安全、安心して快適に楽しめるユニバーサルツーリズムに向けた環境整備等の推進

1

2

○ 市町に期待される取組例

- 公共施設やまち全体の整備に関して、行政間や事業者などとの連携を図ると同時に、住民の参画や意見交換を行う仕組みづくり
- 施設の設置者や整備に携わる事業者に対するユニバーサルデザインに関する意識啓発や知識向上の支援
- ユニバーサルデザイン建築設計に関する各種相談に応じる体制整備
- 既存施設について、スロープや手すりの設置、車いす使用者やオストメイト、乳幼児連れの人などだれもが利用できるトイレ、エレベーターやエスカレーター等の整備など、ユニバーサルデザインの考え方に基づく計画的な整備
- 民間施設のユニバーサルデザイン化に対する支援
- ユニバーサルデザインの考え方による優れた施設の表彰
- 公共的施設の建築設計面でのユニバーサルデザイン普及に向けた設計マニュアルの作成およびその啓発
- 「淡海ユニバーサルデザイン点検プログラム」を活用した、利用者の視点による継続的な施設チェック、および事業者、民間団体に対する同プログラムによる施設チェックの普及啓発、導入促進
- ユニバーサルデザインの考え方の導入による公園、観光地等の整備および情報発信
- だれもが安心して、快適に休憩したり交流したりできるような空間の整備
- 多様な児童生徒が過ごし、また災害時の避難所としての機能を持つ公立小中学校等のバリアフリー化の推進

3

4

○ 県民に期待される取組例

- 施設整備にあたっての意見等の積極的な提案
- 県、市町の公共事業などのまちづくり関係施策に協力するよう努めること
- 公共の空間について、管理運営への主体的、積極的な参加

1 ○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- 施設整備にあたって、基本設計段階から利用者の意見を聴くなど、だれもが利用しやすいよう配慮すること
- 施設整備にあたっての意見や提案等を求められる場への積極的な参加
- 施設設置者に対し、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」やユニバーサルデザインの趣旨についても説明し、理解や協力を得るよう努めること
- 「身体障害者補助犬法」の趣旨を理解するための事業所内、業界内での普及啓発および利用者への周知
- 「淡海ユニバーサル点検プログラム」を活用した継続的な施設チェックおよび同点検プログラムによる施設チェックの普及啓発
- 「バリアフリー法」、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の整備基準に適合させること。また、既存施設であっても、ソフト面での対応を含めて、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき見直すこと
- 県、市町の公共事業などのまちづくり関係施策に対する協力
- 公共的空間や、観光地等に関わる事業者等は連携して、ソフト面もあわせて、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき見直すこと

2

3 (2) 移動しやすいまち

4 ○ 目指す方向

- | | |
|---|---|
| ① | 「バリアフリー法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」などに定める基準への適合を促進し、個々の施設整備にとどまらず、だれもが安全で快適に移動できる線的、面的基盤の整備を推進します。 |
| ② | だれもが安心して移動しやすいまちづくりを進めるために、公共交通機関や道路等における必要な整備を推進します。 |
| ③ | 国、県、市町等の道路管理者および交通事業者は一層連携して、だれもが円滑に移動できるような交通ネットワーク形成を図ります。 |
| ④ | 様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みづくりを検討し、だれもが気軽に外出できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域の公共交通、休憩できる場所、公衆トイレ、信号機等の整備を計画的に進めます。また、案内標識や案内表示についても、だれもが簡単に理解できる表示方法や色彩、設置場所などに配慮して整備するよう努めます。 |
| ⑤ | すべての人にとってわかりやすく使いやすい交通の実現に向けた交通施設のユニバーサルデザイン化の促進により、だれもが便利に出発地から目的地まで様々な交通機関を円滑に組み合わせて利用できる、シームレスな(継ぎ目のない)交通体系を構築します。 |

1

○ 県における具体的な取組例

- 安全で安心して利用できる歩道等の構造等を示した「近江の道づくりマニュアル」に基づく、段差や勾配などに配慮した歩道等の整備
- バリアフリー法に基づく重点整備地区内の特定道路について、スムーズに移動でき、暮らしやすいまちづくりのために、面的な道路のバリアフリー化を推進
- バリアフリー基本構想に基づき必要性の高い場所を選定し、音響式信号機などを整備
- 国のバリアフリー化方針に基づき、鉄道駅のエレベーターや内方線付き点状ブロックの整備等について、市町と連携して鉄道事業者を支援
- 国との協調支援の仕組みにより、公共交通移動等円滑化基準に適合したバス車両への転換が進むよう、路線バスの車両購入に対しバス事業者へ補助
- 地方バス路線の運行を確保するため、路線バス事業者やコミュニティバス等の運行事業を行う市町に対する補助
- 地域の生活交通を確保するため、交通不便地を対象としたデマンド運行型のコミュニティバス等の運行事業を行う市町に対する補助

2

3

○ 市町に期待される取組例

- 積極的な情報公開と、計画段階から事業実施後も、地域住民や道路利用者等との協働による住民参加型の道づくり、および様々な分野からの意見をもとに、行政間で連携した道路整備の推進
- 利用者によって相反するニーズに対して、様々な意見を聴きながらユニバーサルデザインの考え方を取り入れた歩道の設置基準を策定
- 「バリアフリー法」に基づく基本構想の策定を進め、駅の整備だけでなく、駅を中心とした駅前広場や周辺道路の連続的、一体的な整備の促進
- 事業者等と連携した地域における公共交通のあり方検討、旅客施設等の建築設計面でのユニバーサルデザイン普及に向けたガイドライン等の作成
- 駅舎のユニバーサルデザイン化、路線バスにおける低床バス導入に対する支援
- 身体障害者等の自動車免許取得、自動車改造・購入に対する支援
- 重点整備地区を中心とした歩道の設置、段差や勾配解消、舗装面の改修や電線の地中化等の推進
- 積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険性の増大等、冬季特有の障害について、駅、市街地、通学路等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要な箇所における歩道等の除雪の重点的实施、および地域の協力体制づくりの推進
- 視覚障害者用付加装置、高齢者等感応信号機、歩行者用支援装置、歩行者感応信号機、昇降装置付立体横断施設等の整備

- 視覚障害者の移動の安全、利便性を支援する歩行者音声案内システムに関して、地域の特性に応じたシステムの有効性や適切な案内情報の提供方法を検討するための社会実験の実施
- 道路や施設の案内表示について、関係機関と連携したユニバーサルデザインの観点での整備(内容、表示方法、色彩、設置場所、連続性、絵文字・外国語・ふりがなの併記等)
- バリアフリートイレの設置状況把握と、そのマップ作成や設置の計画的促進

1

2

○ 県民に期待される取組例

- 公共交通機関や道路の整備等に関して意見等を積極的に提案
- 歩道や点字ブロックの上に自転車を置く、車いす使用者駐車区画に車いす使用者でない人が駐車するなど、移動の妨げとなる行為をしないこと
- 困っている人を見かけたら自ら積極的に声をかけ、手助けすること
- 公共交通機関をできるだけ利用すること
- 歩道清掃、除雪等への協力
- いつも公衆トイレが気持ちよく使えるよう維持管理への協力

3

4

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- 利用者の声を聴き、だれもが利用しやすい旅客施設の整備を行うこと
- 旅客施設や道路等の整備に携わる事業者として、施設の管理者に対し、ユニバーサルデザインの観点に基づく必要な改善等の提案
- 交通機関や道路の整備等に関して意見や提案等を求められる場への積極的な参加
- 民間団体にあつては、旅客施設や道路等について利用しやすいさをチェックし、交通事業者や道路管理者に改善を要望すること
- 施設整備を行う場合には、行政や他の事業者等と連携して周辺との連続性に配慮するとともに、利用者が鉄道とバスなど複数の交通機関を乗り継ぐ際などにも、旅客施設の中で円滑に移動できるよう十分配慮すること
- 「バリアフリー法」、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の整備基準に適合させるよう努めること。また既存施設であっても、ソフト面の対応も含めて、ユニバーサルデザインの考え方に基づき見直すこと(再掲)
- 鉄道駅におけるホーム柵、エレベーター等の設置などによる一層のバリアフリー設備整備
- 歩道パトロールの実施、歩道の段差解消

5

1 (3) 快適に過ごせる住まい

2 ○ 目指す方向

- | | |
|---|--|
| ① | 「住まい」のユニバーサルデザインに関する情報を積極的に提供するとともに、住民に身近な相談窓口が有効に活用されるよう努めます。また、住宅のつくり手などには、ユニバーサルデザインについて啓発したり知識を広めます。 |
| ② | 公共賃貸住宅のユニバーサルデザイン化を率先して推進します。 |

4 ○ 県における具体的な取組例

- | | |
|---|--|
| ● | バリアフリー化等のリフォームに係る相談体制の充実や幅広い世代の方を対象にしたセミナーの開催等による啓発 |
| ● | 住宅確保要配慮者 ² であることを理由に入居を拒まないセーフティネット住宅の普及や登録促進 |
| ● | 県営住宅においてエレベーターの設置や段差の解消、手すりの設置等、ユニバーサルデザインに配慮した整備の推進 |
| ● | 応急仮設住宅において高齢者や障害者が快適に過ごすことができるように段差解消のためのスロープなどの設置 |

6 ○ 市町に期待される取組例

- | | |
|---|-----------------------|
| ● | ユニバーサルデザインを導入した公営住宅整備 |
| ● | 災害に強い建物づくりの推進 |

8 ○ 県民に期待される取組例

- | | |
|---|--|
| ● | 住宅建設や改造等の際は、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、住む人の状況等が変わっても改修可能なようにあらかじめ配慮 |
| ● | 住宅事業者や行政などに対して、住宅や住宅設備の改善点等について提案 |

10 ○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- | | |
|---|------------------------------------|
| ● | ユニバーサルデザインの考え方により建設したモデル住宅の展示 |
| ● | 建築主にユニバーサルデザインの趣旨を説明し、理解を得ること |
| ● | 建築や販売を行った住宅の居住者から意見等を聴き、調査研究と今後の取組 |

² 「住宅セーフティーネット法」および省令に定めのある方に加え、以下の方を対象と定めている。
指定難病患者・要介護要支援認定を受けている者・児童養護施設退所者・犯罪をした者等・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援を行う者・海外からの引揚者・新婚世帯・原子爆弾被爆者・戦傷病者、LGDB・UIJ ターンによる転入者・妊婦・被災地からの避難者(発災後3年以内)

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 抜粋

(3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。

ク 不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。

への反映

- 利用しやすい住宅設備などユニバーサルデザインの考え方を取り入れた「住まい」の調査研究
- ユニバーサルデザインの考え方による住宅の整備およびその普及啓発

1



画像5 滋賀県車いす利用者等用駐車場
思いやり区画(左)車いす優先区画(右)



画像6 ノンステップバス



画像7 音響付き信号機



画像8 車道との段差に配慮した歩道

3 だれもが使いやすいものづくり

(1) 製品開発

○ 目指す方向

- ① 利用者の意向を反映し、身体的な特性や障害に関わりなく、だれもが使いやすい「ものづくり」をめざす研究機関や事業者等の取組を促し、開発と普及に努めます。
- ② 事業者に対して、ユニバーサルデザインへの理解と製品開発につながるよう働きかけを行います。
- ③ 地域で暮らす身体障害のある人が、速やかに生活復帰や社会参加を果たし、豊かな生活が送れるよう、福祉用具の普及啓発を行うとともに、身体障害のある人の意思を尊重し、その人にあった補装具の支給への支援をします。

○ 県における具体的な取組例

- 県内事業者に対するユニバーサルデザインについての研修やセミナーの実施
- 福祉用具の開発、改造の支援および研修等の実施

○ 市町に期待される取組例

- 県内事業者に対するユニバーサルデザインについての研修やセミナーの実施

○ 県民に期待される取組例

- 企業の製品開発試用モニター等への積極的な参加
- 利用者、事業者、研究者、行政などが情報交換を行う交流会等への参加

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- 利用者の意見を絶えず取り入れ、よりユニバーサルデザインへと進化していくような製品づくりや流通の整備
- ユニバーサルデザインの考え方、それに基づく製品開発、流通を図るため、事業者、団体でのガイドライン等の作成
- 大学、デザイナー、企業等で構成される研究会による、実際の製品をモデルとしたユニバーサルデザイン対応製品の開発、およびその実例の中小企業者への紹介
- 利用者、事業者、研究者、行政などが情報交換を行う交流会等への参加

1 (2) 製品の利用促進

2 ○ 目指す方向

- ① ユニバーサルデザイン化された製品についての情報を広く提供していきます。
- ② 県におけるユニバーサルデザイン化された製品の公共調達を推進することで、事業者によるユニバーサルデザイン製品の供給を促します。

4 ○ 県における具体的な取組例

- イベント開催時におけるユニバーサルデザイン製品の展示など普及促進

6 ○ 市町に期待される取組例

- 様々な広報媒体を活用した、ユニバーサルデザイン製品の情報提供
- イベント開催時におけるユニバーサルデザイン製品の展示など、いろいろな機会、方法を通じた普及啓発
- 物品購入における、ユニバーサルデザイン製品を積極的に購入するような仕組みづくり

8 ○ 県民に期待される取組例

- ユニバーサルデザイン製品の積極的な購入、利用
- 使いやすいユニバーサルデザイン製品の普及
- ユニバーサルデザイン製品を使用しての意見や提案を事業者に伝えること

10 ○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- ユニバーサルデザイン製品のコストダウンによる販売促進



画像9 ユニバーサルデザインフード（日常の食事から介護食まで幅広く食べやすさに配慮した食品のこと。画像は歯ぐきでつぶせるハンバーグ）

4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

(1) 利用しやすいサービスの提供

○ 目指す方向

- | | |
|---|--|
| ① | 利用者の特性や違いに対応したコミュニケーション手段を取り、また、他の部署や機関と連携しながら、多様できめ細かなサービスの提供に努めます。 |
| ② | 行政、事業者側における積極的な情報公開、情報提供を進めます。 |
| ③ | だれもが等しく文化芸術やスポーツ等に親しめるよう、環境の整備等に取り組みます。 |
| ④ | イベントや会議等のユニバーサルデザイン化を図ることで当事者参画を推進します。 |

○ 県における具体的な取組例

- 幅広い世代に対する消費者啓発とともに、年齢層や特性に応じた媒体を活用して、実際の被害事例など消費生活に関する情報を提供
- 消費者の年齢層や特性に応じ、様々な場面で活用できる啓発資料等を作成・配布
- 読書バリアフリーの普及啓発
- 当事者等による県内鉄道駅および宿泊施設のバリアフリー調査結果のホームページによる情報提供
- 県立美術館における、受付に筆談具の配置、幼児向けの展覧会ガイドブックの制作、学校の団体鑑賞受入れ、展覧会において「触れる展示」の実施
- 琵琶湖博物館における、車いすでも利用しやすい展示、読みやすい解説パネル、「にのいの展示」や「触れる展示」の実施
- 県立図書館における、外国にルーツを持つ人々の母語で書かれた資料の収集整備・提供等の多文化サービスの実施
- 県立図書館における大活字本・朗読CD等、「アクセシブルな資料」の収集整備や、対面朗読等の障害者等サービスの実施

○ 市町に期待される取組例

- 現在の行政サービスの改善点等について、ユニバーサルデザインの視点から点検を行い、必要な見直しの実施、また手続きの簡素化、ワンストップサービスの導入など、一層のサービス向上
- 異なる行政機関の間での連携または提携
- 積極的に県民の生の声を聴き、意見を交換し、施策に反映させることによる、県民のニーズによりの確に答える行政サービスの提供

- 手話通訳者の配置や車いすの準備
- 各種選挙における投票所の車いす用記載台、スロープ等の整備や導入促進、だれもが投票しやすい案内等

1

2

○ 県民に期待される取組例

- ユニバーサルデザインを取り入れたサービスとは何かを考え、ユニバーサルデザインサービスへの改善に向けた提言
- ユニバーサルデザインに関する意見や提案を求められる場への積極的な参加

3

4

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- 自らのサービスの顧客満足度等からの評価とその結果に基づく実践
- ユニバーサルデザインの考え方による優良なサービスを提供する企業等の情報収集とその応用
- ユニバーサルデザインサービスガイドライン等の作成、またその普及啓発
- 必要に応じて、手話のできる係員等の配置や車いすの準備
- 高齢者、障害者、子どもを連れた人などに対し、災害や病気などの緊急時にも十分対応できるような接客係員の適正配置

5

1 (2) わかりやすい情報の提供

2 ○ 目指す方向

①	情報保障の確保のため、情報発信や申請手続き等について、よりわかりやすく、だれもが利用できるよう、アクセシビリティ(利用しやすさ)を高めます。
②	利用者から求められている情報の把握に努め、ニーズに合った情報を、正確に、わかりやすく、様々な媒体を活用して提供するよう努めます。
③	公共空間における表示等について、よりわかりやすく、だれにとってもやさしいデザインの導入を進めます。
④	ICT を活用した情報発信を進めるなど、様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備を進めます。
⑤	非常災害時に、高齢者や障害者、外国人など、だれもが的確に行動し、安全を確保できるように配慮した防災情報の提供、防災訓練の実施や参加の促進をはじめとした防災体制の整備に努めます。

3 ○ 県における具体的な取組例

●	県民の理解と信頼を得られるように、データや根拠を示し、できる限り専門用語を避けるなど、受け手の視点に立って分かりやすく表現
●	だれもが重要な県政情報を得られるように、手話通訳や字幕の挿入など、情報アクセシビリティの向上
●	意思疎通支援を円滑に実施するための手話通訳者、要約筆記者の養成研修
●	情報の受け手のメディア利用傾向に応じた適切な媒体を組み合わせて発信
●	情報弱者が生じないように、WEB媒体を活用した広報のみではなく、紙や電波媒体も活用
●	字の大きさやフォント、配色、点字など、障害特性に配慮した行政情報の提供
●	県に対して、意見が伝えにくい環境にある方については、関係団体を介するなどの方法により、意見を収集
●	文化施設やイベントのサービス提供などを伝えるアイコンを作成
●	関係機関と連携した多言語による行政・生活情報の発信
●	デジタル機器に不慣れな高齢者等を地域で継続して支援する「おうみデジタル活用サポーター」の養成
●	視覚障害のある人への情報バリアフリーとして、県が作成するリーフレットなどの印刷物の音声コードの付記

5 ○ 市町に期待される取組例

●	情報提供について、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネットなど様々な手段の活用
●	点字版、テープ版の広報誌発行、広報番組における手話通訳や字幕放送の実施

- 高齢者や視聴覚障害者、外国人等、情報が伝わりにくい人への ICT の活用、点字、音声、多言語、絵文字などの手法の用意
- 災害時等の緊急情報を円滑、迅速に提供するシステムづくり
- 色彩や文字の大きさ、音声読み上げソフトに配慮したホームページ作成等、音声情報提供の充実
- だれもが ICTに関する基礎的な知識や技術の習得ができることを目指した ICT学習支援

1

2

○ 県民に期待される取組例

- 情報をユニバーサルデザイン化していくことについての意見等の積極的な提案
- 点訳・音訳、IT ボランティア、通訳ボランティアなどによる情報提供への支援

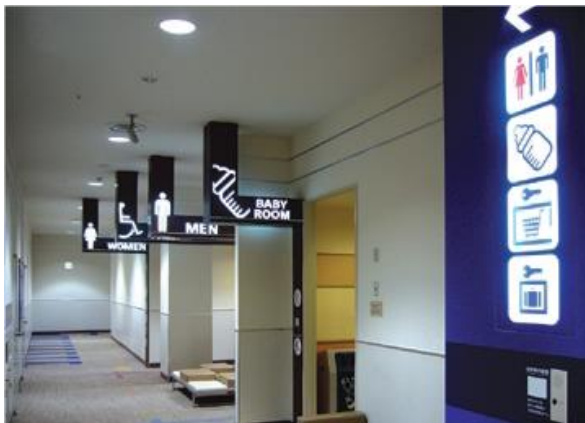
3

4

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- 情報の受け手との双方向のコミュニケーションを想定した情報発信
- 情報関連企業は、各分野で受け手に対してユニバーサルデザインを取り入れたうえでの情報発信
- 高齢者や視聴覚障害者、外国人等、情報が伝わりにくい人への情報提供については、ICTの活用、点字、音声、多言語、ピクトグラムなどによる手法の用意
- だれもが必要とする様々な情報を適切に提供できるよう、字幕放送または手話通訳挿入、副音声放送などの放送の拡充

5



画像10 わかりやすいサイン

ユニバーサルデザインの2つの原則

1

2

【その1】 ユニバーサルデザインの7原則

【原則1】 だれでも公平に利用できること(公平性)

広くて段差のない歩道は、みんなが快適に通れます。また、床が低くてスロープを備えたバスなどは、だれもが利用しやすくて便利です。

【原則2】 いろいろな方法を自由に選べること(自由度)

エレベーターに高さの違うボタンがあると、背の高さに関係なく使えます。また、エレベーターやエスカレーター、階段が近くになれば、好きな方法を選んで上り下りできます。

【原則3】 使い方が簡単ですぐわかること(単純性)

レバー式の蛇口などは見ただけで使い方が分かりますし、簡単に水の量や温度の調節ができます。

【原則4】 必要な情報がすぐ理解できること(わかりやすさ)

大きな絵で表示された案内板は、何を表しているか直感的に分かります。

【原則5】 うっかりミスが危険につながらないデザインであること(安全性)

倒れたら自動的に電気が切れる電気ストーブや、扉を開けると停止する洗濯機などは、安全に安心して利用できます。

【原則6】 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に利用できること(省体力)

取出口が中央の高さにある自動販売機などは、体に負担をかけずに楽に利用できます。

【原則7】 使いやすい寸法・空間になっていること(スペースの確保)

通路幅の広い改札機であれば、多くの荷物を持った方や、体格の大きな方、ベビーカーを押している方でも無理なく通ることができます。

3

4

5

【その2】 アクセシビリティとインクルージョンの基本原則

3) 本ガイドラインの背景となるアクセシビリティとインクルージョンの基本原則

本ガイドラインの背景にある基本原則は、IPC ガイドが基本原則として掲げる「公平」、「尊厳」、「機能性」の3つである。

「公平」

すべての人々が、個人の身体的・機能的な状態に関係なく、同じ水準のサービスを受けられることを保障する。

適切な博覧会会場の設計、運営に関わる諸計画の整備、トレーニングを受けたスタッフ・ボランティア等により、来場者はすべて同じ水準の体験を共有し、同等のレベルでプライバシーが守られ、安全が確保される。

「尊厳」

博覧会の施設やサービスを利用するすべての人々を尊重し、その個人の尊厳を損なわない方法で、博覧会を運営する。

会場の設計と博覧会運営に関わる諸計画においては、来場者が自分のペースと自分に合った多様な方法を選択できるように準備する。

「機能性」

博覧会時の会場内の施設やサービスは、障がいのある人を含めたすべてのステークホルダーのニーズを満たすことを保障する。

出典：施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン【改定版】(日本国際博覧会協会)